

安城市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

第5期（令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）

【目次】

1	背景	1
2	基本的事項	2
	（1）目的	
	（2）対象とする範囲	
	（3）対象とする温室効果ガス	
	（4）計画期間	
3	温室効果ガスの排出状況及び排出削減目標	3
	（1）温室効果ガスの排出状況	
	（2）温室効果ガスの排出削減目標	
4	目標達成に向けた取組み	6
	（1）取組みの基本方針	
	（2）具体的な取組み内容	
	（3）取組みの効果	
5	進捗管理及び取組み体制と進捗状況の公表	12
	（1）進捗管理及び取組み体制	
	（2）進捗状況の公表	
6	事務事業編の改定	13

1 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組みが求められています。

国際的な動きとしては、平成 27（2015）年 12 月に、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から 2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、平成 10（1998）年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、平成 28（2016）年には、地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比で 26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

本市では、平成 13（2001）年 3 月に「安城市地球温暖化対策実行計画（第 1 期計画）」を策定し、温室効果ガスの削減に取り組んできました。今回、第 4 期計画の期間が満了するため、後続計画である「安城市地球温暖化対策実行計画（第 5 期計画）」（以下「事務事業編」）を策定し、地球温暖化の防止に向けた取組みを推進します。

2 基本的事項

(1) 目的

事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づき、本市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギーなどの取組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

- ① 本市が所有する施設で使用しているエネルギー（電気、ガソリン、重油、軽油、灯油、液化石油ガス（LPG）、都市ガス）の使用に伴い発生する温室効果ガス
- ② 本市が所有する車両で使用しているエネルギー（ガソリン、軽油、都市ガス）の使用に伴い発生する温室効果ガス
- ③ 本市が所有するごみ焼却施設において廃棄物処理を行い発生した温室効果ガス

※「温室効果ガス総排出量」の算定範囲は、温室効果ガスの排出量を自ら管理できる範囲であり、エネルギー管理権限を有する範囲です。（環境省 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトより）

(3) 対象とする温室効果ガス

事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素、廃棄物処理によって発生したメタン、一酸化二窒素とします。

メタンと一酸化二窒素の数値は二酸化炭素に換算して計上します。

(4) 計画期間

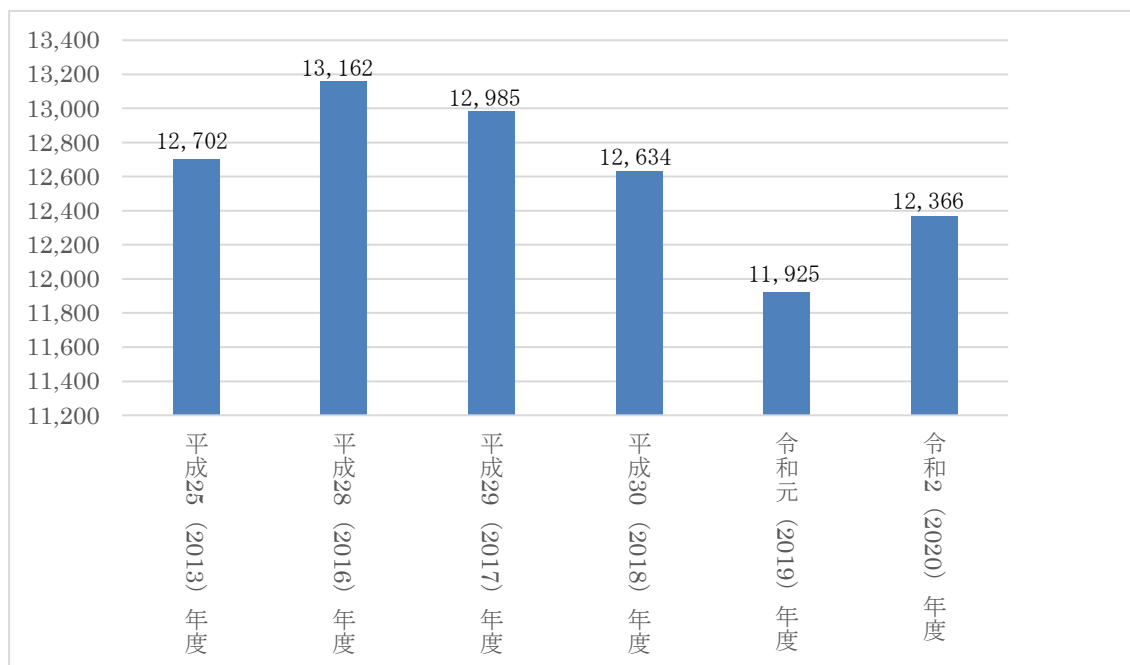
令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までを計画期間とします。

3 温室効果ガスの排出状況及び排出削減目標

(1) 温室効果ガスの排出状況

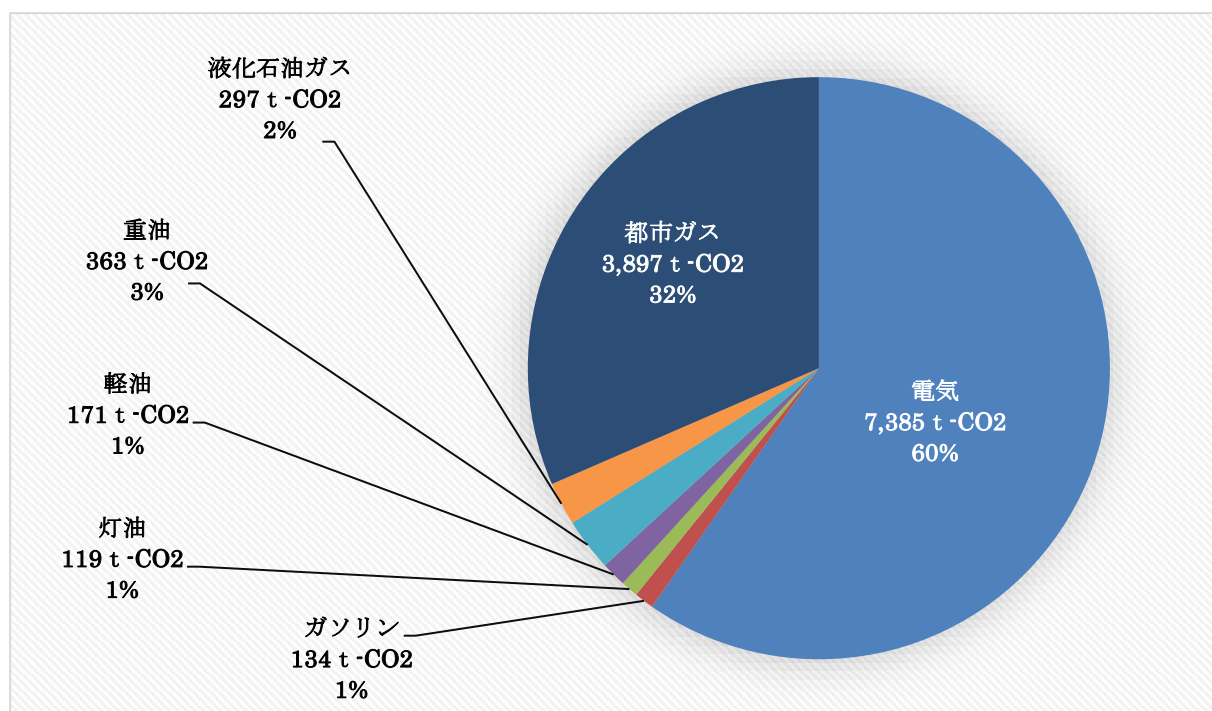
①本市の事務及び事業のうち燃料使用に伴う温室効果ガス排出量

【平成 25 (2013) 年度を基準とした直近 5 年間の推移 (単位 : t-CO₂)】



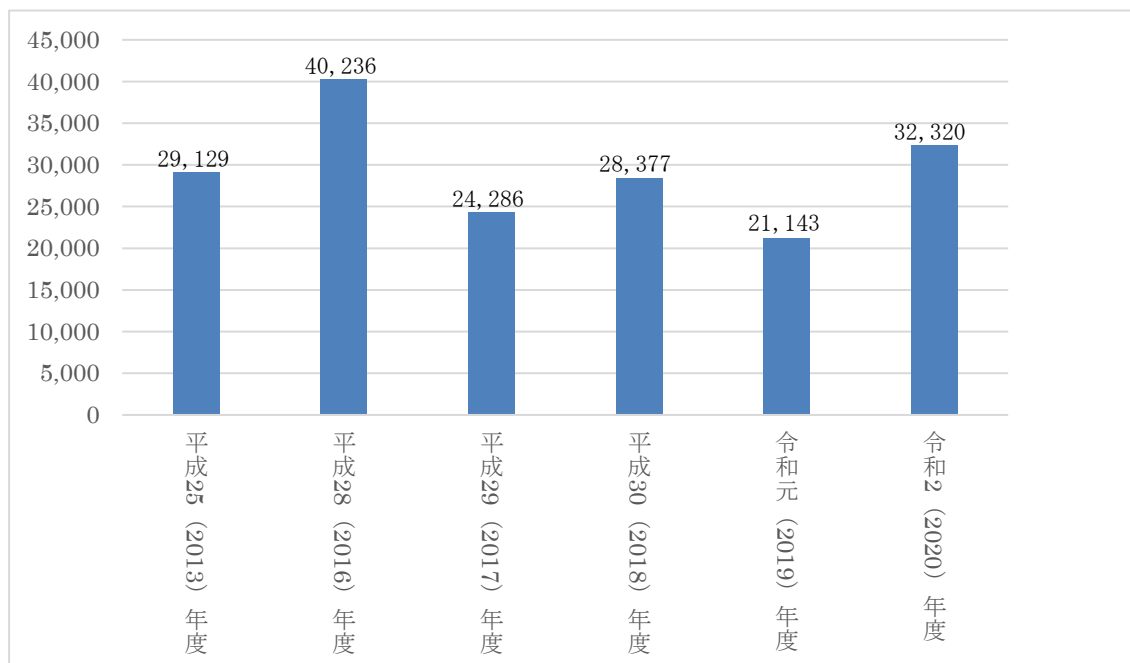
※指定管理者制度導入施設、アンフォーレにおける温室効果ガス排出量は事務事業編の対象外のため計算に含みません。

【エネルギー種別 (令和 2 (2020) 年度)】

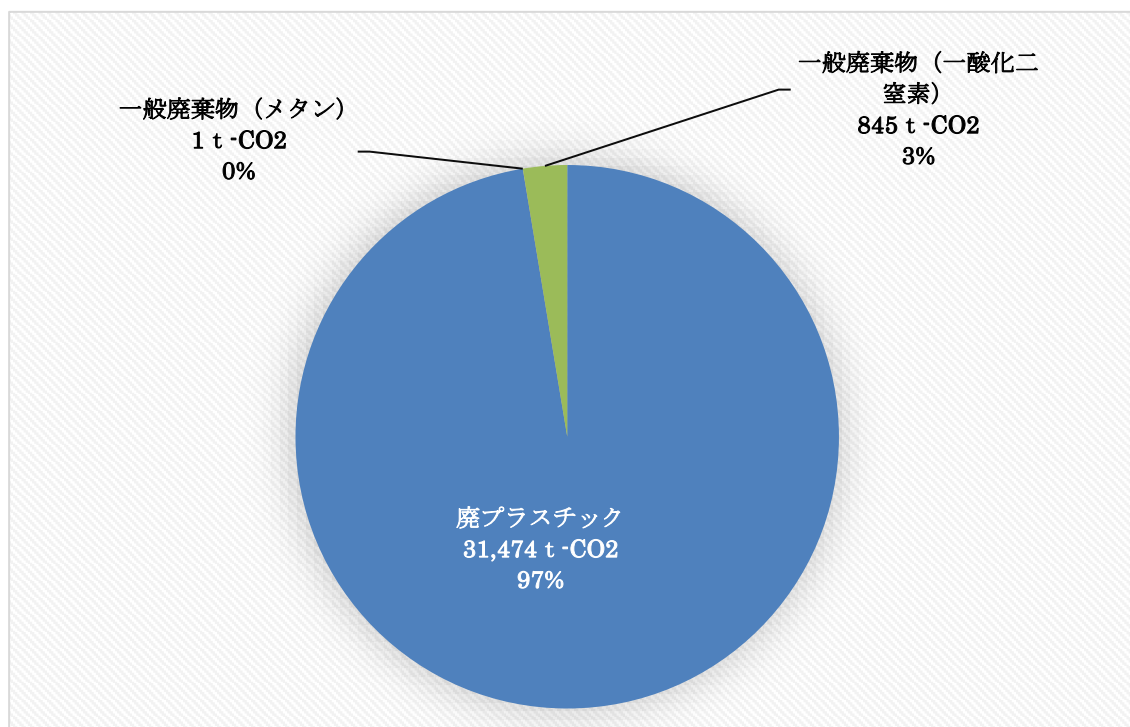


②本市の事務及び事業のうち廃棄物焼却に伴う温室効果ガス排出量

【平成 25（2013）年度を基準とした直近 5 年間の推移（単位：t-CO₂）】



【廃棄物種別（令和 2（2020）年度）】



(2) 温室効果ガスの排出削減目標

温室効果ガスの排出削減目標については、地球温暖化対策計画で掲げられた「2030 年度に 2013 年度比で 51.0%減」に合わせることにします。

①本市の事務及び事業のうち燃料使用に伴う温室効果ガス排出量

項目	平成 25 (2013) 年度 (基準年度)	令和 2 (2020) 年度 (参考数値)	令和 12 (2030) 年度 (目標年度)
温室効果ガス排出量	10,667t-CO2 (12,702t-CO2) ※	12,281t-CO2 (12,366t-CO2)	5,227t-CO2 (6,224t-CO2)
削減率	-	-15.1%	51.0%

※電気使用における温室効果ガス排出量算定に用いる係数の内、上段は調整後排出係数を、下段は基礎排出係数を用いたものです。

基礎排出係数とは、電気事業者が小売りした電気の発電に伴い、燃料の燃焼に伴って排出された二酸化炭素の量を、当該電気事業者が小売りした電力量で除した数値をいいます。また、調整後排出係数は次のとおりに計算した数値をいいます。まず燃料の燃焼に伴って排出された二酸化炭素の量に再生可能エネルギーの固定買取制度に関連して二酸化炭素排出量を調整した量を合算します。次にこの値から温室効果ガス削減などによりカーボンオフセットした二酸化炭素を差し引きます。この値を小売りした電力量で除した値です。

②本市の事務及び事業のうち廃棄物焼却に伴う温室効果ガス排出量

項目	平成 25 (2013) 年度 (基準年度)	令和 2 (2020) 年度 (参考数値)	令和 12 (2030) 年度 (目標年度)
温室効果ガス排出量	29,129t-CO2	32,320t-CO2	14,273t-CO2
削減率	-	-11.0%	51.0%

4 目標達成に向けた取組み

(1) 取組みの基本方針

温室効果ガスの排出要因である化石燃料から作られている電気、ガソリン、その他エネルギー（重油、軽油、灯油、液化石油ガス（LPG）、都市ガス）の使用量の削減に取り組みます。

また、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、廃棄物処理施設に対し、温室効果ガスの排出を抑制する設備の導入を検討します。

(2) 取組み内容

ア 柱1：公共施設の脱炭素化の推進

公共施設の新築、増築、改築、改修にあたっては、ZEB 化の検討等、環境に配慮した対策を行う。

分類	施策	具体的な取組み内容
省エネ建築の推進	新築、増築、改築、改修時の省エネ推進	・新たに建築する施設については、環境性能の高い建物を建設する。 ・複層ガラスや二重窓、ブラインドシャッターの導入を推進する。 ・施設屋上への遮熱塗装や窓断熱フィルム等の施工を推進する。
省エネ設備の導入	照明設備の更新	・公共施設の LED 化を実施する。 ・人感センサーの活用等 を検討する。
	空調設備の更新	・省エネ効果の高い空調設備を導入する。
	その他の設備の検討	・設備の更新、新規設置にあたっては、省エネ効果の高い設備を導入する。
創エネの推進	既設発電設備の継続利活用	・故障の際は、耐用年数を考慮して修理または更新を行う。
	太陽光発電設備の新規設置	・東部公民館、北部調理場に設置する。 ・次世代パネルの設置を検討する。
	環境クリーンセンターの廃棄物発電	・廃棄物焼却の際に発生する余熱を利用し、発電を行う。 ・基幹的設備改良工事により、蒸気タービン発電機的能力向上を図る。
	その他の発電設備の導入	・災害時の非常電源として、自然エネルギー発電設備の導入を検討する。

その他の 取組み	木材利用の推進	・公共施設の木材利用を推進する。
	緑化の推進	・市役所庁舎をはじめ、公共施設の壁面緑化を推進する。

イ 柱2：施設運営におけるエネルギー利用の適正化

施設運営にあたり、エネルギーの調達や、エネルギーを使用する設備の運用について適正化を図る。

分類	施策	具体的な取組み内容
エネルギーの調達	環境に配慮したエネルギーの調達	・契約の際には、温室効果ガスの排出量が少ないエネルギー（電気、ガス）の調達を行う。
	エネルギーの地産地消	・環境クリーンセンターの廃棄物焼却によって発電する電力を利活用する。
エネルギー利用の削減	照明のこまめな消灯	・昼休憩時、時間外勤務時は、不要な照明は消灯する。
	空調運用時の工夫	・温度計を活用し、実室温に応じて温度設定をこまめに見直す。 ・空調稼働時は、出入口や窓を開放しない。 ・サーキュレーターを活用する。 ・定期的にフィルター清掃を行う。 ・クールビズ、ウォームビズを推奨する。
	階段利用の促進	・エレベーターの使用を控えるため、荷物運搬時を除き、2 アップ 3 ダウンを心がける。
	OA機器使用時の工夫	・こまめに電源をオフにする。 ・不要なコンセントを抜く。 ・PCは、5分でディスプレイの電源オフ、10分でスリープモードとなるよう設定する。
	省エネルギー診断の活用	・省エネルギー診断の結果を活用した施設運営を行う。
	業務の効率化による時間外勤務の削減	・会議の効率化を図る。 ・原則、勤務時間外に会議を設定しない。 ・ワークライフバランスを推進する。
エネルギー運用の意識啓	可視化ツールの活用	・エネルギー使用量の可視化により、省エネに対する意識を高める。
	省エネ行動の宣言	・「私の職場のカーボンニュートラル宣言」に

発、事業 提案		て省エネ行動を宣言し、実行する。
	率先行動及び事業 提案	・上記のほか、省エネルギーに資する行動を率先して行うとともに、各課所管業務において CO2 削減に資する事業検討、提案を行う。

ウ 柱3：公用車におけるエネルギー利用の適正化

電動車※の導入を計画的に進めるとともに、運用の適正化を図る。

※ハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）を指す。

分類	施策	具体的な取組み内容
公 用 車 の 更 新	電動車への更新	・使用用途等を考慮し、計画的な電動車への切り替えを行う。
公 用 車 の 適 正 利用	使用頻度の低減	・相乗りをする。 ・自転車を活用する。 ・公共交通機関を活用する。 ・オンライン会議やチャット等を活用する。
	燃料使用量の削減	・加速時にはふんわりアクセルを実施し、減速時には早めにアクセルを離す。 ・走行ルートは事前に調べ、合理化を図る。 ・電動車や小型車両を優先的に利用する。 ・積載物を減らす。 ・ゆとりのある車間距離を維持し、加速、減速を減らす。 ・アイドリングストップを心がける。 ・空気圧を定期的に確認する。 ・適切な空調温度設定とする。

エ 柱4：廃棄物処理に伴う排出量の削減

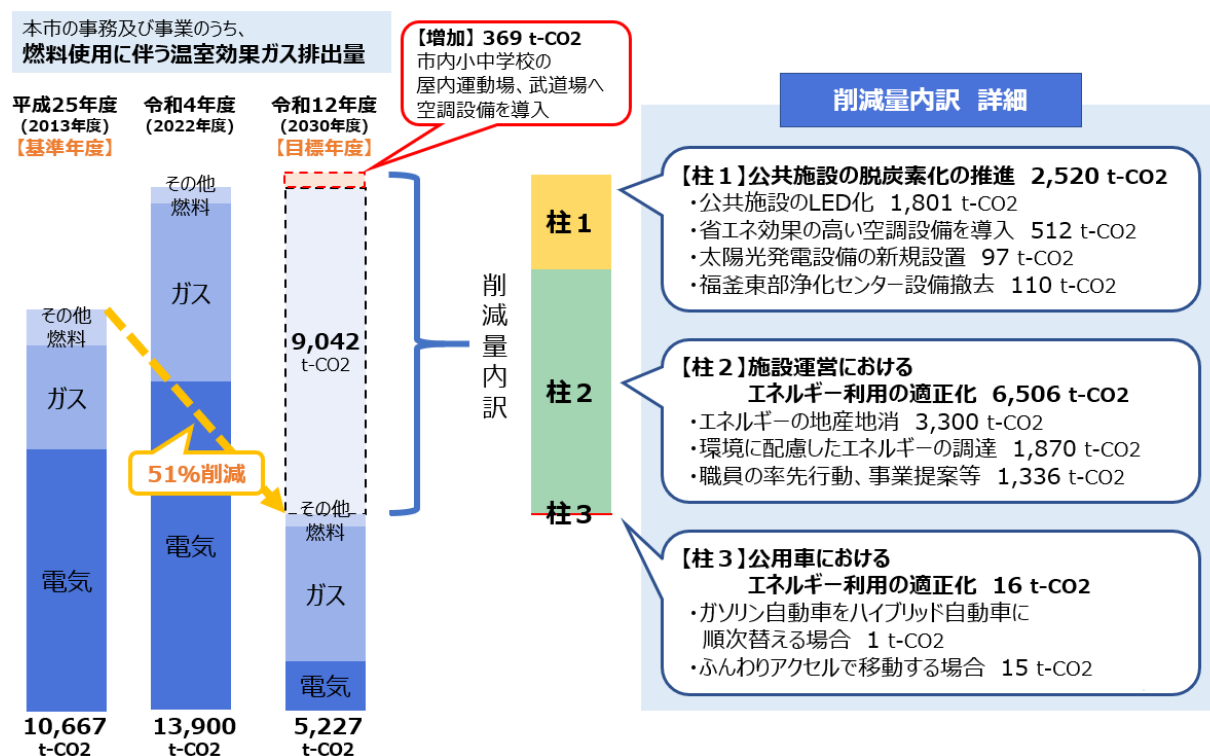
廃棄物処理によって発生する温室効果ガス排出量を削減するため対策を行う。

分類	施策	具体的な取組み内容
市役所の ごみ減量 化、資源 化の推進	分別、再利用等	・ごみの分別を徹底する。 ・職員が閲覧できる掲示板にて、各課、施設の不用品のリユース先を募集する。 ・コピー機、プリンターなどのトナーカートリ

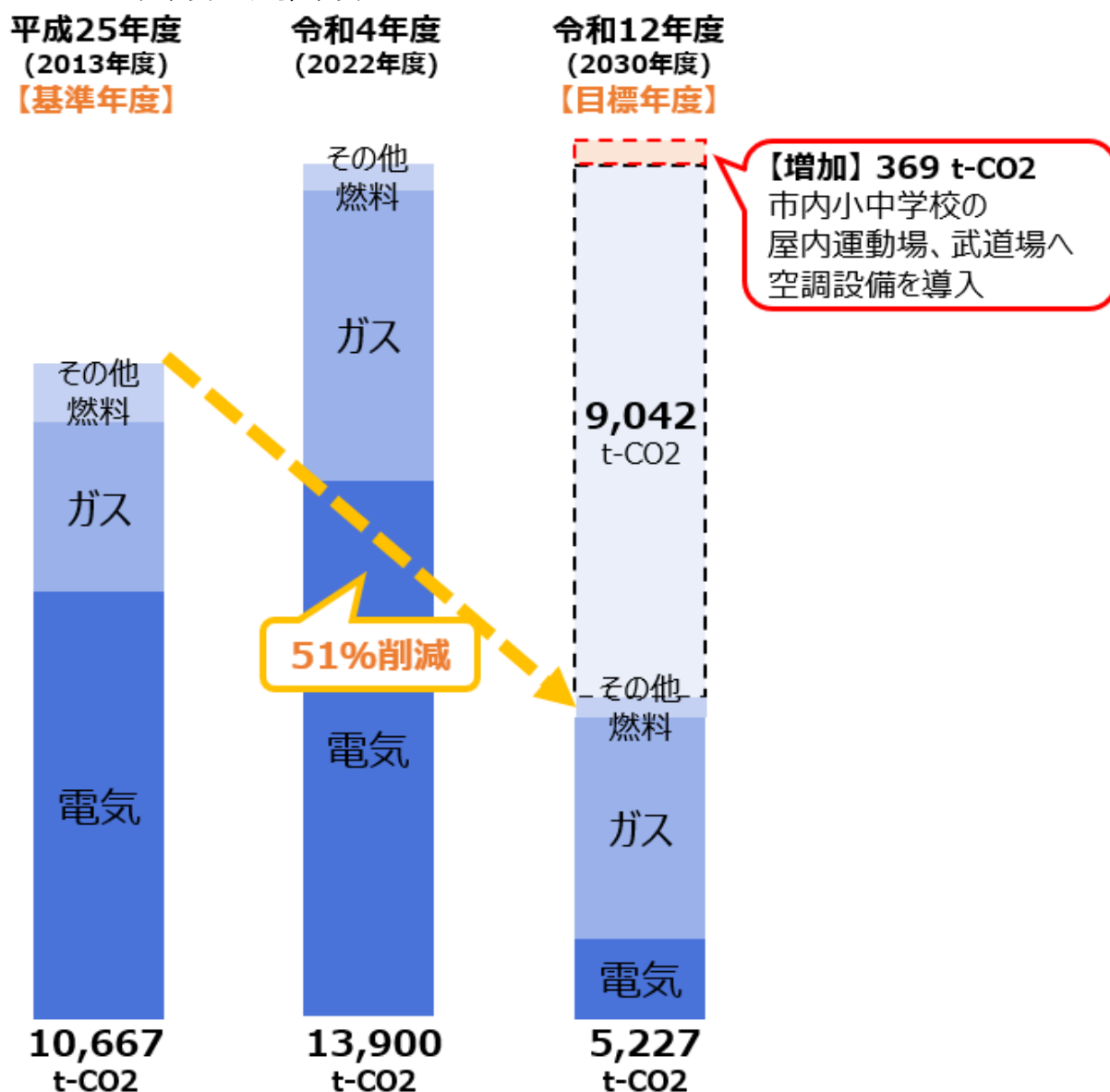
		ッジを回収する。 ・古紙は回収し、リサイクルする。
	ペーパーレスを基本とした事務の遂行	・会議のペーパーレス化を進める。 ・各課における紙の使用量削減目標を可視化する。 ・電子決裁を基本とする。 ・事務書類の簡素化を検討する。
	環境配慮製品の選定（グリーン購入）	・物品調達の際には脱プラスチックを推進し、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号））に基づき、環境負荷の少ない製品を選択する。 ・物品を発注する際には、可能な限りまとめて発注する。
	適切な量の調達	・在庫管理の徹底により、過剰な発注や不要な物品の調達をしない。
市全体のごみ減量化、資源化の推進	分別、再利用等	・食品ロスや生ごみの削減を促進する。 ・プラスチックごみの削減、リサイクルを促進する。 ・適正なごみの分別と積極的なリサイクルを促進する。
廃棄物処理施設の整備	設備の高効率化、新規設備の導入検討	・設備の高効率化により、省エネ化を進める。 ・温室効果ガスの排出を抑制する設備の導入を検討する。

(3) 取組みの効果

燃料使用に伴う温室効果ガス排出量削減における取組みの効果は以下のとおりです。



ア 基準年度と目標年度

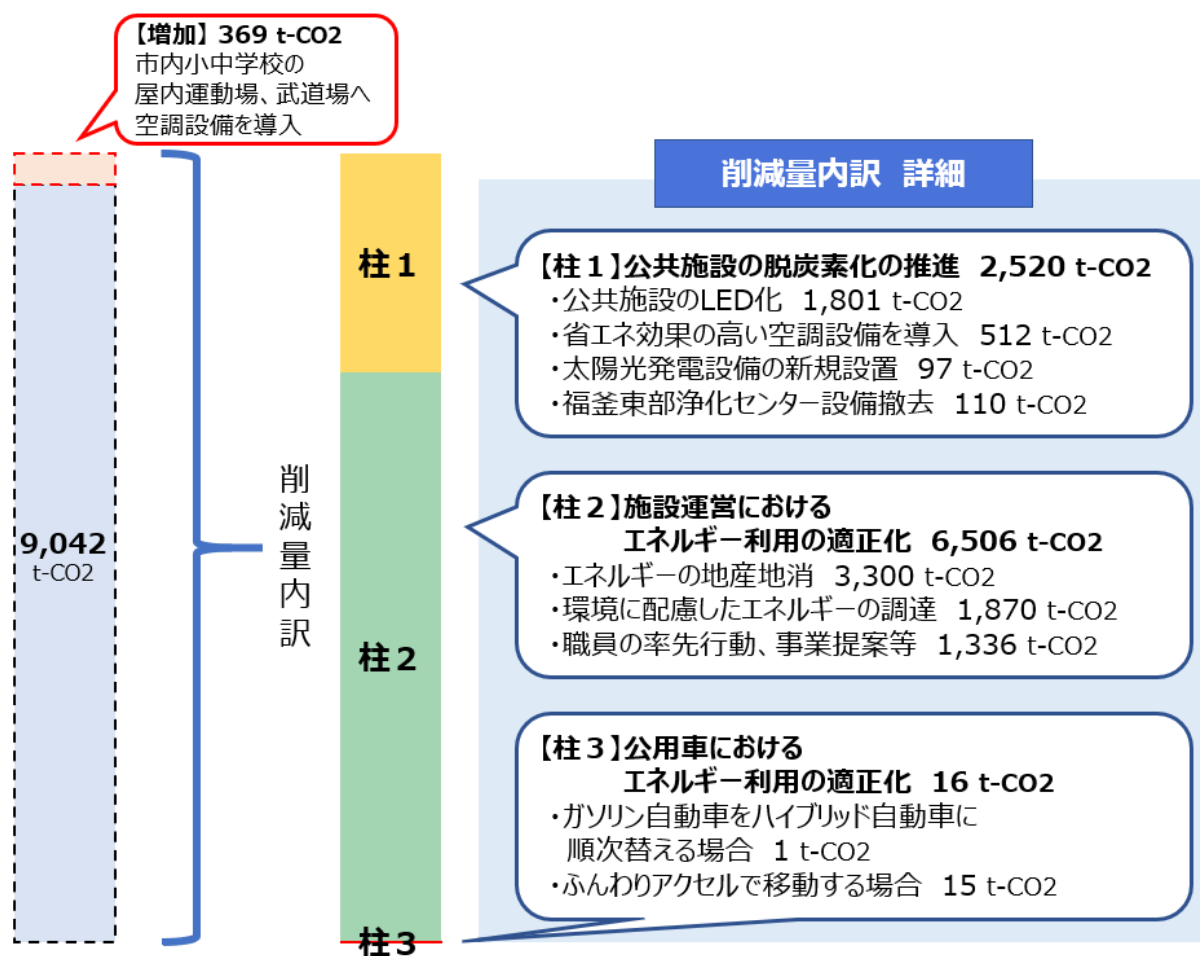


基準年度である平成 25（2013）年度における安城市の温室効果ガス排出量は、10,667t-CO2 でした。

一方、最新実績である令和 4（2022）年度における排出量は 13,900t-CO2 で、基準年度から 3,233t-CO2 増加しています。また、今後は市内小中学校の屋内運動場、武道場において空調設備の導入予定があり、これにより温室効果ガス排出量は 369t-CO2 増加する見込みです。

目標年度である令和 12（2030）年度における温室効果ガス排出量は、5,227t-CO2 です。この目標を達成するには、令和 4（2022）年度の排出量に今後の排出量増加見込みを加えた量から、9,042 t-CO2 削減する必要があります。これに対し、安城市では（2）に挙げた取組みにより、次のように削減を進めます。

イ 取組みによる削減効果



柱 1 の取組みでは、2,520t-CO2 の削減が見込まれます。主な取組みは公共施設の LED 化で、これにより 1,801t-CO2 を削減します。

柱 2 の取組みでは、6,506t-CO2 の削減が見込まれます。環境クリーンセンターの廃棄物焼却によって発電する電力を利活用することで、3,300t-CO2 を削減します。このほか、照明のこまめな消灯や空調運用時の工夫など、職員の率先行動により、1,336t-CO2 の削減を目指します。

柱 3 の取組みでは、16t-CO2 の削減が見込まれます。平成 30（2018）年度から令和 4（2022）年度実績より、9 台の公用車をガソリン自動車からハイブリッド自動車（HV）へ更新することで、約 2 割の燃料使用量削減に繋がり、1t-CO2 の削減ができました。今後はより一層積極的に電動車へ更新し、温室効果ガス排出量削減に貢献します。

なお、本市の事務及び事業のうち廃棄物焼却に伴う温室効果ガス排出量については、柱 4 の取組みにより、市役所のごみ減量化、資源化を推進するとともに、市全体のごみ減量化、資源化を推進します。また、廃棄物処理施設においては、温室効果ガスの排出を抑制する設備の導入を検討します。

5 進捗管理及び取組み体制と進捗状況の公表

(1) 進捗管理及び取組み体制

① 幹部会議

- ・ 事務事業編の重要な改定、見直しに関する協議、決定

② 環境都市推進課

- ・ エネルギー使用量の各課照会に関する事務
- ・ 取組みの進捗状況及び温室効果ガス排出量の公表に関する事務
- ・ 温室効果ガス排出削減に寄与する施策等の情報収集、調査研究に関する事務
- ・ 地球温暖化対策に関する社会動向、最新情報等の提供に関する事務
- ・ 職員等の意識啓発に関する事務
- ・ その他事務事業編の軽微な改定、見直し及び進捗管理に関する事務

③ 資産経営課

- ・ 温室効果ガス排出削減に配慮した自動車の購入に関する事務

④ 契約検査課

- ・ 温室効果ガス排出削減に配慮した契約等に関する事務

⑤ 施設保全課

- ・ 温室効果ガス排出削減に配慮した建物整備に関する事務

⑥ 施設所管課

- ・ 温室効果ガス排出削減に配慮した施設整備に関する事務
- ・ 温室効果ガス排出削減に配慮した施設の維持管理、運用等に関する事務
- ・ 指定管理者、教職員等、職員以外で所管施設にて勤務する者の意識啓発に関する事務

⑦ 全課、全職員等

- ・ 節電、省エネの実践
- ・ スマートムーブの実践

(2) 進捗状況の公表

毎年の取組みの進捗状況及び温室効果ガス排出量を安城市公式 web サイト望遠郷に掲載し、公表します。

6 事務事業編の改定

事務事業編は、社会情勢等を勘案して随時改定を行います。ただし、地球温暖化対策推進法及び地球温暖化対策計画に則して策定されるものであることから、地球温暖化対策推進法又は地球温暖化対策計画が変更等された場合を除き、計画期間、目標年度は不変とします。